

令和 8 年度 社総交(防安)委 1 号

東街道線詳細設計業務委託

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

1－1 適用範囲

- 1) 本特記仕様書は、「令和 8 年度 社総交(防安)委 1 号 東街道線詳細設計業務委託」について適用する。
- 2) 本業務委託は、本設計書・特記仕様書ならびに、宮城県土木部制定の共通仕様書（土木工事委託編）に基づいて行うものとする。
- 3) 2)の図書に記載のない事項については、調査職員の指示によるものとする。

1－2 一般事項

- 1) 受注者は、調査職員と連絡・協議を密に行い業務の円滑な進捗に努めること。
- 2) 受注者は、本業務に関する一切の事項について外部に漏洩しないこと。
- 3) 業務遂行上必要な資料その他については貸与するが、完了時には返納すること。
- 4) 受注者から提出された資料に関し、調査職員より説明を求められた場合は、延滞なく担当者を派遣し履行すること。
- 5) 本業務遂行の過程において疑義を生じた場合は、調査職員の指示によること。
- 6) 本業務の遂行にあたり、管理技術者及び、照査技術者を配置すること。

1－3 暴力団の排除

- 1) 受注者が、この契約の履行期間中に山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

- 2) 受注者は、排除要綱別表各号に該当し、本町から指名停止措置を受けている者にこの契約の下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約の解除を求めることがある。
- 3) 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

○山元町入札契約に係る暴力団等排除措置要綱 別表（第3条、第7条、第8条関係）

措 置 要 件	
1	有資格者が暴力団員等であるとき。
2	有資格業者又はその役員が、暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であるとき。
3	自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等の威力を利用するなどしていたと警察から通報があり又は警察が認めたとき。
4	暴力団、暴力団員等若しくは暴力団、暴力団員等が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると警察から通報があり又は警察が認めたとき。
5	暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると警察から通報があり又は警察が認めたとき。
6	暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると警察から通報があり又は警察が認めたとき。

第 2 章 測量業務・設計業務

2-1 目 的

本業務は、東街道線道路整備事業に伴い、道路設計、用地実測図等資料の作成を行い、本事業の促進を図るものとする。

2-2 場 所

本業務の実施位置は、山元町 山寺 地内外 で別添位置図に示すとおりである。

2-3 貸与資料

- ① 本業務に必要な資料を貸与することができる。
- ② 用地測量の「現地踏査」は昨年度成果を参照するものとし、実施する必要が生じた場合は調査職員と協議すること。
- ③ 「土地の登記記録調査」については、昨年度公用で取得したもの貸与する。追加で取得する必要が生じた場合、調査職員と協議すること。

2-4 本業務の内容は以下のとおりである。

1) 測量業務

① 用地測量

作業計画 一式	用地幅杭設置測量 L=1.2km
地積測量図転写 A=4.69ha	復元測量 A=4.69ha
境界確認 A=4.69ha	土地境界確認書作成 A=4.69ha
補助基準点の設置 A=4.69ha	境界測量 A=4.69ha
用地境界仮杭設置 A=4.69ha	境界点間測量 A=4.69ha
面積計算 A=4.69ha	用地実測図原図作成 A=4.69ha
用地平面図作成 A=4.69ha	土地調書作成 A=4.69ha
地積測量図素図作成 A=4.69ha	

2) 設計業務

① 道路設計業務

道路詳細設計 B L=1.2km

3) 地質調査業務

① 一般調査

締め固めた土の CBR 試験 N=6 試料

4) 共通

打合せ（中間打合せ 1 回） 一式 電子成果品作成 一式

2－5 設計業務

昨年度業務にて、「平面・縦断図」、「横断図」を作成済み。

今年度業務は「道路付帯構造物・小構造物設計」、「仮設構造物・用排水設計」「数量計算書作成」を行う。

2－6 指示事項

1) 面積計算

- ① 土地の取得について面積計算を行うものとする。

2) 排水計画

- ① 路線全体の排水について、流れる方向を確認すること。
- ② 排水計画の作成に当たっては、必要に応じて流量計算を実施すること。

3) 舗装計画

- ① 舗装構成は CBR 試験の結果に基づき、決定すること。

4) 擁壁等構造物の工法

- ① 昨年度における擁壁等構造物検討は概略計画段階のものである。
構造計算等を行い、現場条件、施工性、経済性及び維持管理性等が総合的に優れた工法を比較検討により決定する。

3) 打合せ協議

- ① 打合せについては最低3回とする。実施後は速やかに打合せ記録簿を作成し、承認を得ること。

4) その他

- ① 本業務を行う上で必要となる関係機関との協議に必要な資料の作成を行う。(宮城県広域水道・NTT 等)

第 3 章 成 果 品

3－1 履行期間

本業務の履行期間は、令和 9 年 3 月 3 1 日までとする

3－2 提出成果品

本測量に必要な成果品は宮城県土木部制定の共通仕様書（土木工事委託編）に基づくほか調査職員の指示によるものとし、1 部提出すること。

また、電子データでの提出については、調査職員の指示によるものとする。